

橘処理センター事業系一般廃棄物受入れ開始に係る説明会

日時 令和5年12月14日（木） 14：00～

場所 第4庁舎2階 ホール

次 第

1 あいさつ

2 橘処理センター竣工に伴う事業系一般廃棄物搬入について P. 2～9

3 事業系一般廃棄物の施設搬入について P. 10～21

4 その他

～配布資料～

【資料1】橘処理センター竣工に伴う事業系一般廃棄物搬入について

【資料2】事業系一般廃棄物の施設搬入について

事業系ごみ指定処理施設の変更について

1 指定処理施設変更の考え方

- ・ 安定稼働の信頼性が高い橘を有効活用し、安定的な廃棄物処理体制を維持していく必要がある。
- ・ 発電効率が高い橘で、なるべく多くの事業系ごみを効率よく処理することで、廃棄物発電量を確保していく必要がある。

⇒ 令和6年度から、橘で事業系ごみを広く受け入れて事業系ごみの搬入量を増やす。

2 搬入事業者へのアンケート調査結果

- 令和6年度以降の処理施設への搬入予定量を調査したところ、**橘が全ての行政区から受け入れること**で必要な搬入量を確保できる見込みとなった。

令和4年度実績

浮島	堤根	王禅寺
55%	12%	33%

令和5年5月アンケート結果（一廃許可業者分）

浮島	橘	王禅寺
46%	27%	27%

3 指定処理施設の変更（許可・大口）

R5年度

R6年度

発生場所	浮島	堤根	王禅寺
川崎区	○	×	×
幸区	○	×	×
中原区	○	○	○
高津区	○	○	○
宮前区	○	○	○
多摩区	○	○	○
麻生区	○	○	○



発生場所	浮島	橘	王禅寺
川崎区	○	○	×
幸区	○	○	×
中原区	○	○	○
高津区	○	○	○
宮前区	○	○	○
多摩区	○	○	○
麻生区	○	○	○

橘処理センター竣工に伴う 事業系一般廃棄物の搬入承認等について

郵送した通知文

5川農地第1418号 令和5年12月4日
搬入事業者 各位
川崎市環境局長 三田村 育也
橘処理センター竣工に伴う事業系一般廃棄物の搬入承認等について（通知）
日頃より、事業系一般廃棄物の減量・リサイクル推進に御協力いただきありがとうございます。 さて、本市では、老朽化した処理センターを円滑に更新し、持続可能な廃棄物処理体制を構築 するため、4つの処理センター（浮島、堤根、橘、王禅寺）のうち、適宜、3つの処理センターを 稼働し、1つの処理センターを休止、建設中とする3処理センター体制を構築しています。これ により、現在建設中の橘処理センター（高津区新井1丁目20-1）は半年度末に竣工し、 令和6年4月1日（月）から、事業系一般廃棄物の搬入受入れを開始します。 これに伴う経過措置として、令和7年3月31日までの承認期間とする事業系一般廃棄物の「搬 入承認証」や「搬入証」を交付された事業者及び搬入車両につきましては、橘処理センターへの 搬入についても承認されたものとみなす。これに併せて届出等は不要とします。 つきましては、橘処理センターへの搬入について、次のとおり取り扱うことといたしますので、 御理解、御協力くださいますようお願いいたします。関係者の皆様にも御周知くださいますよう 併せてお願いいたします。 また、橘処理センター（川崎区堤根52番地）につきましては、次期増設工事に向けて、令 和6年1月に休止（搬入受入れを停止）する予定としています。このため、令和6年1月11日 （木）から3月末までの間における事業系一般廃棄物の搬入受入施設は、浮島及び王禅寺の2処 理センターとなります。御不便をお掛けしますが御理解、御協力くださいますようお願いい いたします。 【橘処理センターへの搬入】 ・承認期間が令和7年3月31日までの「搬入証」を携帯する（現行どおり）。 ・計量所においてICカードを提示する（現在お手持ちのICカードを使用できます）。 ・搬入日時 【許可・大口】…月曜日から土曜日まで 8:00～12:00、12:50～16:00 【小口】…月曜日から土曜日まで 8:30～12:00、12:50～16:00 ※日曜日は搬入受入れいたしません。 ・搬入経路 別紙のとおり ※車両の変更や追加等の届出は従来どおり必要です。 ※経過措置期間は令和6年1月11日から令和7年3月31日までです。 (施設部処理計画課 中山・湯下担当) 電話 044-200-2589 メールアドレス: 30syor@city.kawasaki.jp

【通知内容】

・橘処理センターが令和6年4月1日から事業系一般廃棄物の受入れを開始するため、経過措置として、
令和7年3月31日までを承認期間とする事業系一般廃棄物の「搬入承認証」や「搬入証」を交付された事業者及び搬入車両は、橘処理センターへの搬入についても承認されたものとみなす。

・堤根処理センターは令和6年1月に受入れ停止をするため、1月11日から3月末までの間は浮島及び王禅寺の2処理センター。

【橘処理センターへの搬入】

・承認期間が令和7年3月31日までの「搬入証」を携帯する（現行どおり）。
・計量所において、ICカードを提示する（現在お手持ちのICカードが使用可能）。

※車両の変更や通知等の届出は、従来どおり。
※経過措置期間は令和6年1月11日から令和7年3月31日まで。

橘処理センターの 搬入経路について

場内は **一方通行** 及び **徐行運転** で
お願いいたします。



- ① 搬入門
(市民プラザ 通り)
(**左折** 進入時)
・ 歩行者等に注意

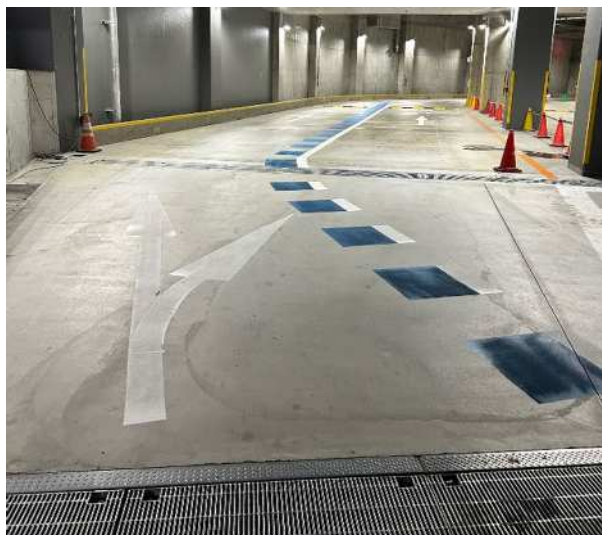


- ①' 搬入門
(**右折** 進入時)
・ 歩行者・対向車等に
注意



② 各搬入の施設入口

- ・ **普通ごみは 左**
- ・ 資源物などは 右



③ 第 1 計量器前

- ・ 搬入経路は 2 車線
- ・ 搬入に係る事務手続きがあるため、**右車線**を通行



④ 第 1 計量器

- ・ 他の車両が計量時、上部ランプが**赤色**
- ・ その際は、緑色の計量器に乗らずに待機

- ・ 上部ランプが**青色**に変わったら前進
- ・ **右側の**計量ポスト横で一時停止後降車し、右手側の搬入受付で搬入の手続きを行う。
- ※降車の際は、他の車両等に注意



⑤ 合流箇所

- ・ 左車線に合流すること



⑥ プラットホーム

入口シャッター前

- ・ 停止線で一時停止
- ・ シャッターが開いたら前進

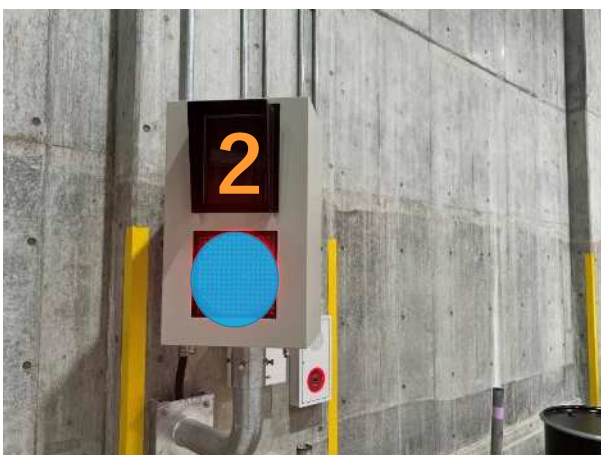


⑦ 投入扉の案内板

- ・ 停止線で一時停止
- ・ 左前方の案内板の
信号と数字を確認

※停止線より手前で停車すると、車両検知センサーが反応しないため停車位置を調整すること

- ・ **青信号**と**数字**を確認後、該当する番号の扉に向かう。





⑧ 投入扉

- ・手前から 8 番 ～ 1 番
- ・指定された番号の扉の前にある車止めまで後退

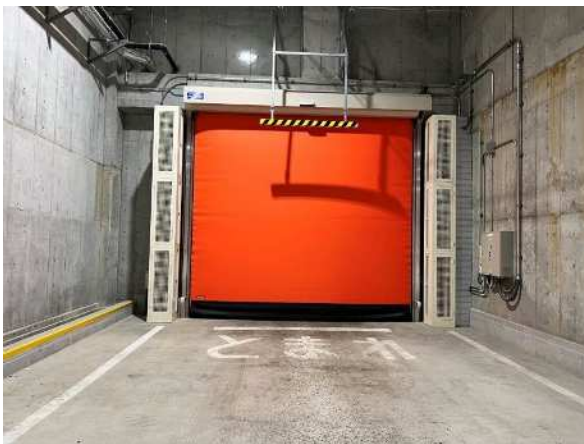
緊急ボタン
ピット転落
事故発生時
に押す。



扉横の制御盤

⑨ ごみの投入 及び 掃除

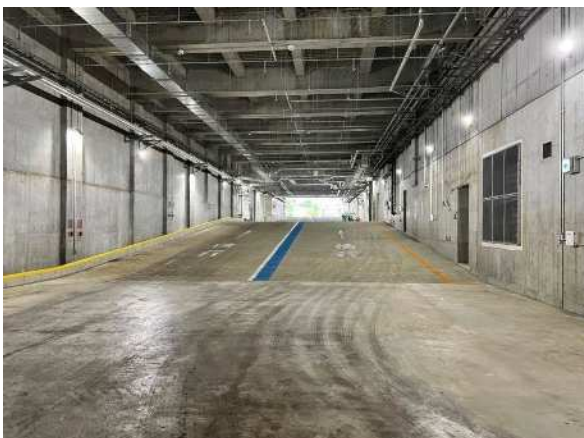
- ・扉が開いていることを確認し、ごみを投入
- ・ピットステージ等にこぼれたごみは、ほうき等で掃除



⑩ プラットホーム

出口シャッター前

- ・停止線で一時停止
- ・シャッターが開いたら前進



⑪ 退出路

- ・出口シャッター通過後、2 車線となる。
- ・右車線を通行



⑫ 第 2 計量器

- ・ 右側の計量ポスト横で一時停止後降車
- ・ 右側にある受付で搬入後の事務手続きを行う。



⑬ 退出(市民プラザ通り)

- ・ 各停止線で一時停止すること
- ・ 歩行者、車両、道路脇の縁石等に注意して走行すること

事業系一般廃棄物 施設搬入について



環境局施設部
処理計画課

説明項目

- 計量について
- 年末年始の受入れについて
- 処理センター受入停止・開始について
- 事業系一般廃棄物の受入基準等について
- 搬入不適物について
- 内容審査について
- 洗車について
- 搬入申請(年度更新)について

計量について

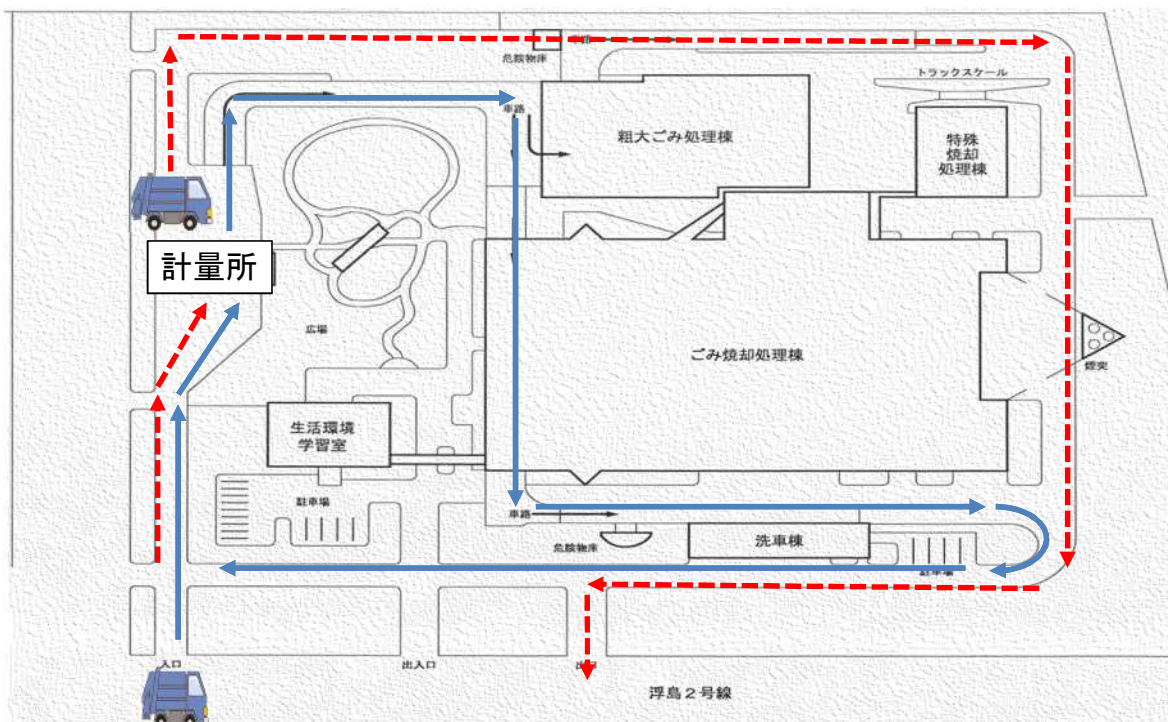
平成29年3月27日から、浮島・堤根・王禅寺各処理センターにおいて、2度計量を実施しております。

ICカードは紛失することのないよう注意してください。また、車両の変更、廃車等で使用しないICカードにつきましては返却をお願いします。

計量について

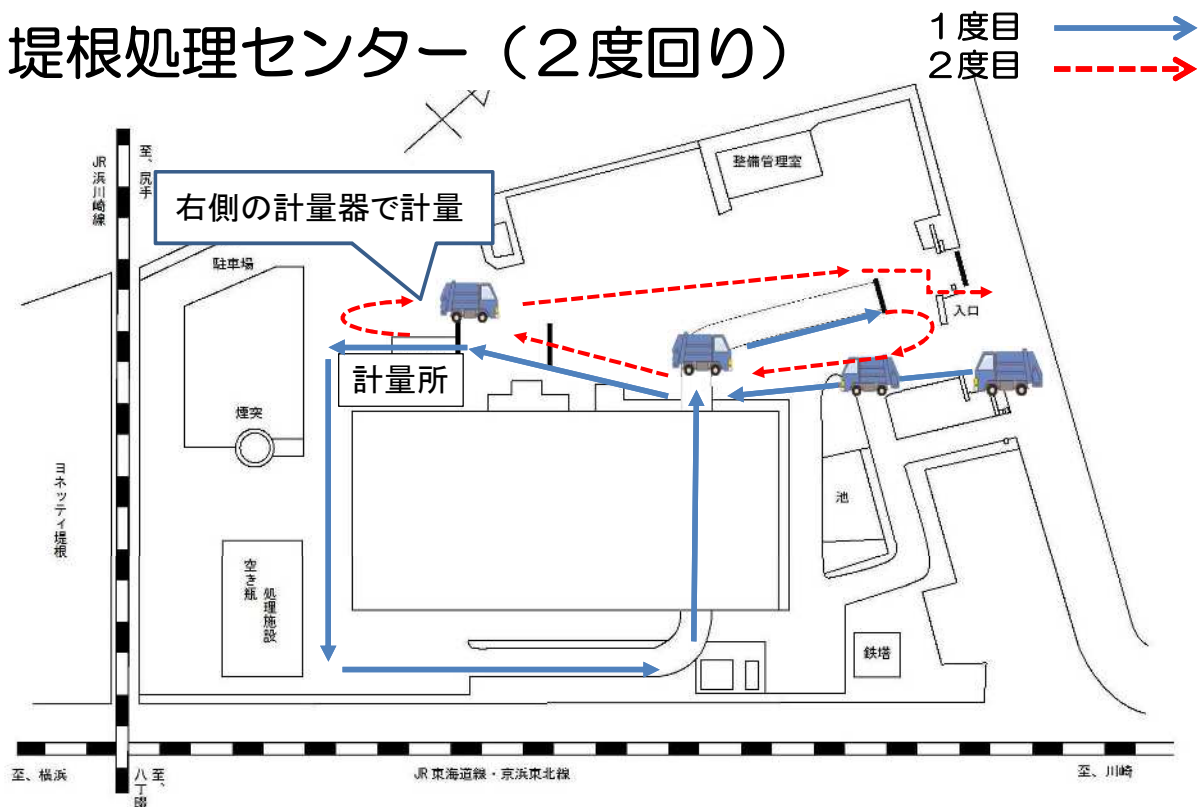
浮島処理センター（2度回り）

1度目 →
2度目 - - -



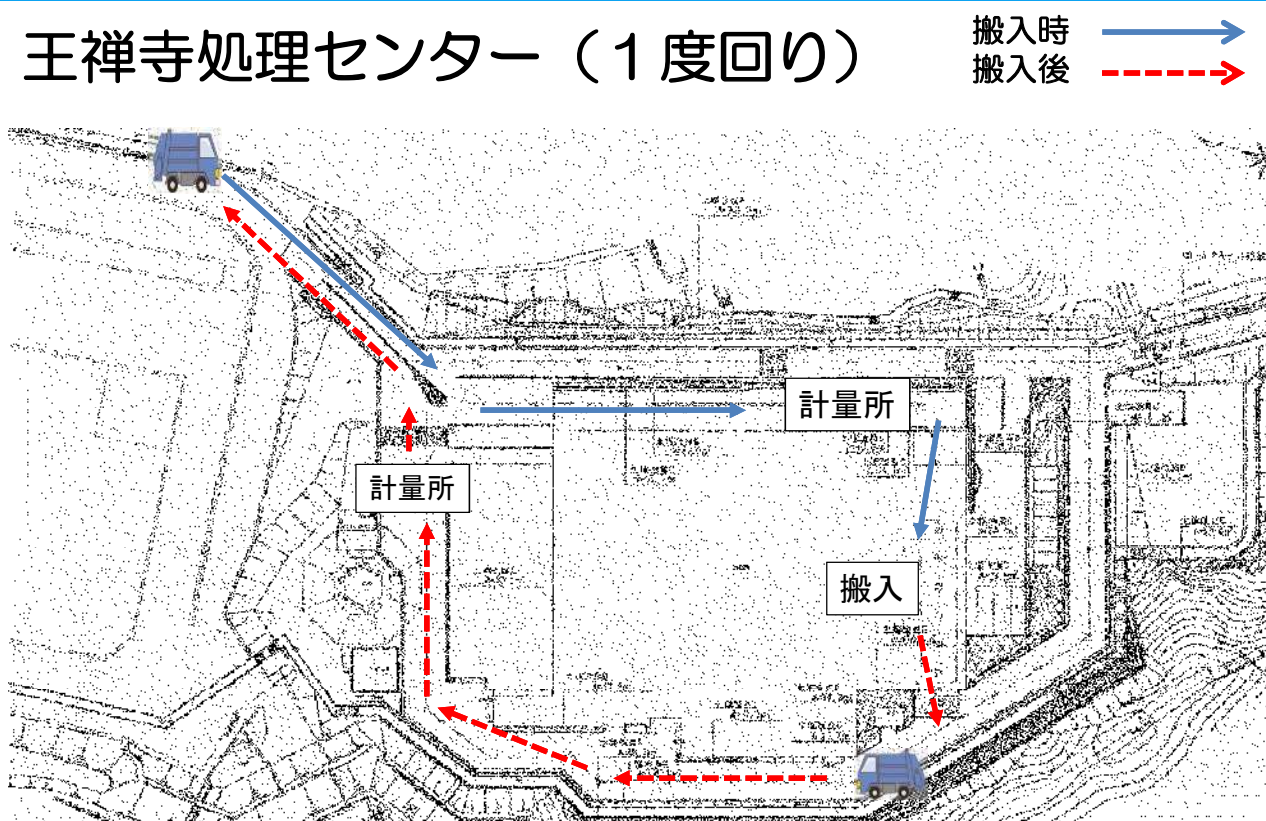
計量について

堤根処理センター（2度回り）



計量について

王禅寺処理センター（1度回り）



年末年始の受入れについて

●年末の受入について

年末は12月30日（土）まで通常通り受入れを行います。

なお、12月24日（日）、31日（日）は、浮島処理センターのみ受入を行います。

年末年始の受入れについて

●年始の受入について

年始は1月4日（木）から通常通り受入れを開始します。

なお、1月2日（火）と3日（水）は事前に「年始特別搬入申請書」により申請していただいている業者に限り、浮島及び王禅寺処理センターで受入を行いますので御了承ください。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

●関連法令等（抜粋）

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

第26条

2 前項の承認を受けた事業者が、事業系一般廃棄物を指定処理施設へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従わなければならない。

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則

第12条

条例第26条第2項に規定する受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内で生じた廃棄物であること。
- (2) 指定処理施設において処理できる性状及び形状の廃棄物であること。
- (3) 指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物であること。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

●関連法令等（抜粋）

○一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱

第10条

規則第12条第2号に規定する指定処理施設において処理できる性状及び形状は、別表1のとおりとする。

2 規則第12条第3号に規定する指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 有害性物質を含まないもの
- (2) 危険性のないもの
- (3) 爆発性のないもの
- (4) 著しく悪臭を発しないもの
- (5) 焼却可能なもの
- (6) 不完全燃焼を起こすおそれがないもの
- (7) 公害の発生するおそれのないもの
- (8) その他

事業系一般廃棄物の受入基準等について

別表1 指定処理施設において処理できる廃棄物の性状及び形状		
紙類	a 紙くず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
木・草類	a 木製品、木くず等	長さ50cm、幅20cm程度に切断してあるもの。
	b 角材、丸太等	長さ50cm、太さ10cm程度に切断してあるもの。
	c おがくず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
	d 枝葉類	長さ50cm程度に切断し、小さく束ねてあるもの。
繊維類	a 繊維くず等	バラ状に切断し、小さく束ねてあるもの。
	b テープ状のもの	長さ1m程度に切断してあるもの。
厨芥類	a 食品残渣	できる限り水分・油分を除去してあるもの。 焼却可能な大きさであること。
その他	上記以外にあっては市の指示によること。	

事業系一般廃棄物の受入基準等について

○指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時	排出事業者の 所在地(廃棄物の 発生場所)	指 定 処 理 施 設		
			浮島処理 センター	堤根処理 センター	王禅寺処理 センター
定期搬入	【月曜日から土曜日】 搬入時間 8:00～12:00 12:50～16:00	川崎区	○	×	×
		幸区	○	×	×
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○
	【日曜日】 搬入時間 8:00～13:00	全 区	○	×	×

搬入不適物について

●医療系廃棄物



チューブや手袋は廃プラスチック類やゴムくずなどの産業廃棄物になるため、搬入できません。

【注意】
血液が付着した紙くず等、感染の恐れがあるものも搬入できません。

搬入不適物について

●水銀使用製品廃棄物

蛍光灯・ボタン電池・水銀体温計・水銀式血圧計等の水銀使用製品は産業廃棄物に分類されることから搬入できません。



※処理センターの排ガスから基準を超える水銀が検出されると、焼却炉を停止しなければならない恐れがあります。

絶対に搬入しないよう、御協力をお願いします。

搬入不適物について

●二次電池（リチウムイオン電池）

二次電池とは、充電して繰り返し使用できる電池のことです。自転車用バッテリー・ドライブレコーダー・モバイルバッテリー等が代表的な製品になりますが、川崎市で収集は行っていません。二次電池は強い衝撃や局所的な力を与えると容易に出火するため、ピット内で火災が生じる危険性があります。



※絶対に搬入しないよう、御協力をお願いします。

搬入不適物について

●廃プラスチック類



ビニールや白色トレイは、汚れていても廃プラスチック類に分類されることから産業廃棄物になります。そのため、搬入できません。

搬入不適物について

●廃プラスチック類



ペットボトルも
ビニールと同様に
廃プラスチック類
に分類される
ことから、
産業廃棄物に
なります。
そのため、
搬入できません。

搬入不適物について

●金属くず



空缶は
産業廃棄物の
金属くずに
分類されるため、
搬入できません。

搬入不適物について

●コンクリートくず、がれき類



コンクリートくずや
がれき類は
産業廃棄物に
なるため、
搬入できません。

内容審査について

●関連法令等（抜粋）

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則
第12条の2

施設搬入をしようとする者は、市長が行う受入基準に係る審査に協力しなければならない。

○一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱
第17条

規則第12条の2の規定に基づき、市は施設搬入される廃棄物について、適宜その内容を審査することができるものとし、廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者は、その内容審査に協力しなければならない。

第18条

市長は次の各号のいずれかに該当するときは、条例第27条の規定に基づき、廃棄物の受入を拒否することができる。

(1) 事業者が前条に規定する内容審査に協力しないとき

不適物の搬入防止に
ご理解とご協力を
お願いします。



洗車について（１）

搬入車両の汚水の排出及び汚水排出後の
汚れの洗い流しにつきましては、処理セン
ターで対応が可能です。

なお、処理センターごとに構造が異なる
ことから、各処理センターにより対応方法
が異なる場合がありますので、対応方法・
対応時間の詳細につきましては、処理セン
ターのピット前の作業員に御確認ください。

洗車について（２）

汚水の排出や汚水排出後の汚れの洗い流しの作業を行う場合は、立入禁止区域に入らないように作業を行っていただくか、立入禁止区域に入る場合は、墜落制止器具を着用していただき、安全最優先での作業に御協力ください。

搬入申請（年度更新）について

搬入申請(年度更新)は二年に一度の申請に変わりました。

今年度は申請が必要ありません。